

平成 19 年 3 月 16 日
医科学委員会

アンチ、ドーピング規定細則の変更

平成 19 年 3 月 16 日開催の 3 月度定例理事会に於いて、現行規定第 9 条及び第 11 条を下線のとおり変更することが承認されました。

第 9 条 排尿を促すため検査室には、密封された飲料用ミネラルウォーター（以下「水」）が用意されなくてはならない。対象者は必要な尿量が採取されるまでの間、この用意された水を任意の量飲用できる。

排尿を促すため検査室には、ドーピング検査に対して安全な、密封された飲料水が用意されなくてはならない。対象者は必要な尿量が採取されるまでの間、この用意された飲料水を任意の量飲用できる。

第 11 条 対象者は入室時より 7 2 時間をさかのぼって使用した薬物を申告記載する。

対象者は入室時より 7 日間をさかのぼって使用した薬物を申告記載する。

以上